

おおいた動物愛護センター所長 殿

届出者 氏名

住所 〒

電話番号

誓約書

このたび、私は、おおいた動物愛護センターから動物を譲り受ける申請者_____が、譲り受けた動物を飼養できなくなった場合の代替りの飼養者となることを約束します。また、その場合には次の事項を遵守し、模範的な飼い主となることを誓約します。

- 1 動物の本能、習性等を理解するとともに、他人に迷惑をかけないように飼い主の責任を十分に自覚し、適正に終生飼養管理します。
- 2 犬については、「狂犬病予防法」に基づく、犬の登録及び狂犬病予防注射を受けます。また、鑑札及び注射済票を必ず装着します。
- 3 犬については、係留、屋内飼育等により、確実に逸走防止を行います。
- 4 猫については、完全屋内飼養します。
- 5 不妊・去勢手術を受けさせます。
- 6 動物の疾病予防に努め、動物が疾病にかかった場合は、速やかに適切な治療を受けさせます。
- 7 「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「大分県動物の愛護及び管理に関する条例」、また犬については「狂犬病予防法」に定められた事項を遵守します。
- 8 譲り受けた動物に病気、行動、その他の問題が生じた場合、あるいはその動物により問題が発生した場合、動物愛護センターに対してその責任を一切問いません。
- 9 譲り受けた動物を使用して、営利を目的とした行為を行いません。
- 10 警備・害獣駆除・狩猟等に使役することを目的として、動物を飼養しません。
- 11 やむを得ず飼養が困難となった場合は、責任をもって新たな飼い主を探し、その結果を動物愛護センターへ報告します。
- 12 動物愛護センターが実施する飼育状況調査、電話連絡、立入調査等に協力します。
- 13 譲り受けた動物について、飼養者の住所、氏名を変更した場合、また、動物が死亡した場合は速やかに動物愛護センターに報告します。
- 14 元の所有者が不明である動物を譲り受けた後、元の所有者が判明し、返還を求められた場合には、所有権を定めるための話し合いに応じます。
- 15 譲り受けた動物について、動物愛護センターがその動物の不適正飼養を認め、その返還を求められた場合は、これに応じます。
- 16 その他、動物愛護センターの指示に従います。